

令和4年度 テーマ別研修 生活困窮者支援における子どもと家族支援

# 福祉と教育の連携

－ 気にかける関係から支援のバトンを未来へつなぐ －

岐阜県 美濃加茂市 福祉課

鈴木 光

社会福祉士 精神保健福祉士 介護福祉士 保育心理士 伴走型支援士

本日、お話しさせていただくこと

- 1 地域共生社会の実現に向けた美濃加茂市の取組み経緯
- 2 教育と福祉の連携に向けた実践報告 – 家族を支える連携会議 –
- 3 教育領域と福祉領域の協働の中で大切にしていること

■ お詫びとお願い ■

時間の都合により、お手元の資料内容すべてをお話しさせていただくことができませんのでご容赦ください。しかしながら、研修内容の確認等にお使いいただければと思い、敢えて、資料をお配りさせていただきましたので、ご了承ください。

また、当市の取組みに関してご質問などございましたら、いつでもお気軽に美濃加茂市役所福祉課（0574-25-2111：内線315）まで、ご連絡ください(\*^-^\*)

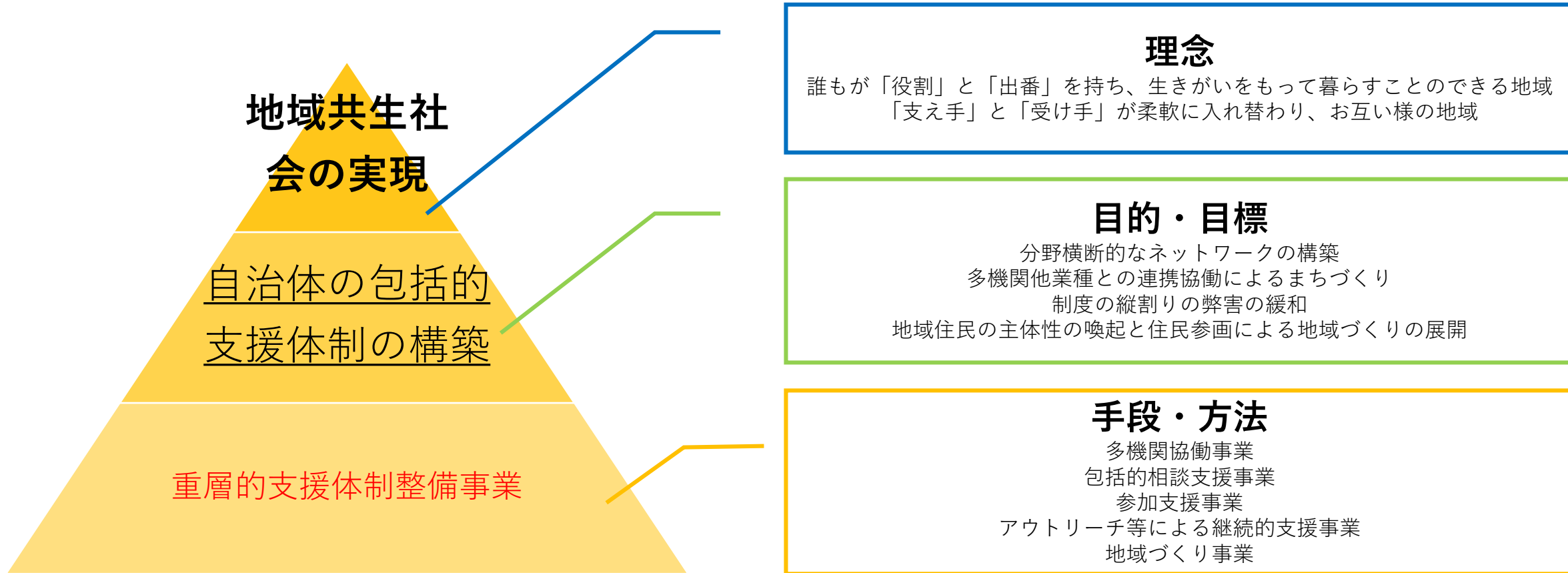
## ちょっとだけ詳しく自己紹介ーこんな経験をさせていただいていますー

- 長寿支援センター（高齢者支援）
- 障がい者支援
- 高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待支援
- 発達障がい者（疑い含む）支援
- 愛着障がい者（生きづらさを抱えた人）支援
- ひきこもり・不登校支援（親支援含む）
- 教育と福祉の連携づくり
- 福祉系大学非常勤講師
- 厚生労働省調査研究委員
- 全国社会福祉協議会検討委員
- 自治体、職能団体研修講師
- 各種メディア取材・発信（NHKあさイチ出演 地元ラジオ出演 雑誌掲載 など）



# 1 地域共生社会の実現に向けた美濃加茂市の取組み経緯

# 地域共生社会の実現と重層的支援体制整備事業の関係性

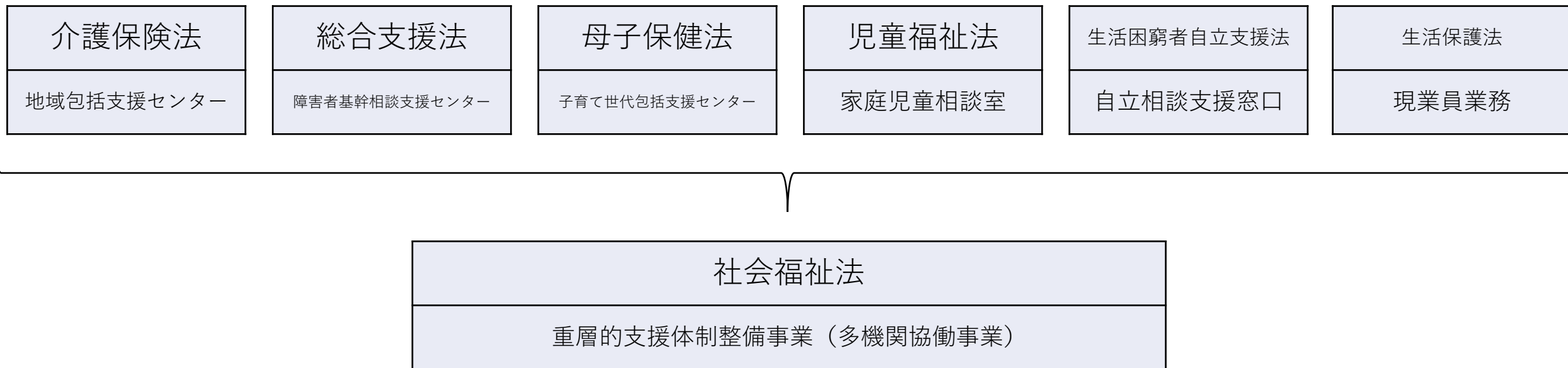


地域共生社会実現のために「包括的支援体制の構築」が求められており、それらの体制を構築する手段として「重層的支援体制整備事業」がある



「社会福祉法第4条」実現のために「社会福祉法第6条・社会福祉法第106条の3」が求められており、それらの体制を構築する手段として「社会福祉法第106条の4」がある

# 重層的支援体制整備事業における各種法律・制度との関係性



既存の制度や分野に整備されている支援関係機関での対応が困難なケース  
多分野や他機関の連携・協働が必要なケースについて重層的支援体制整備によるネットワークを活用したチーム支援によるアプローチを行っていく

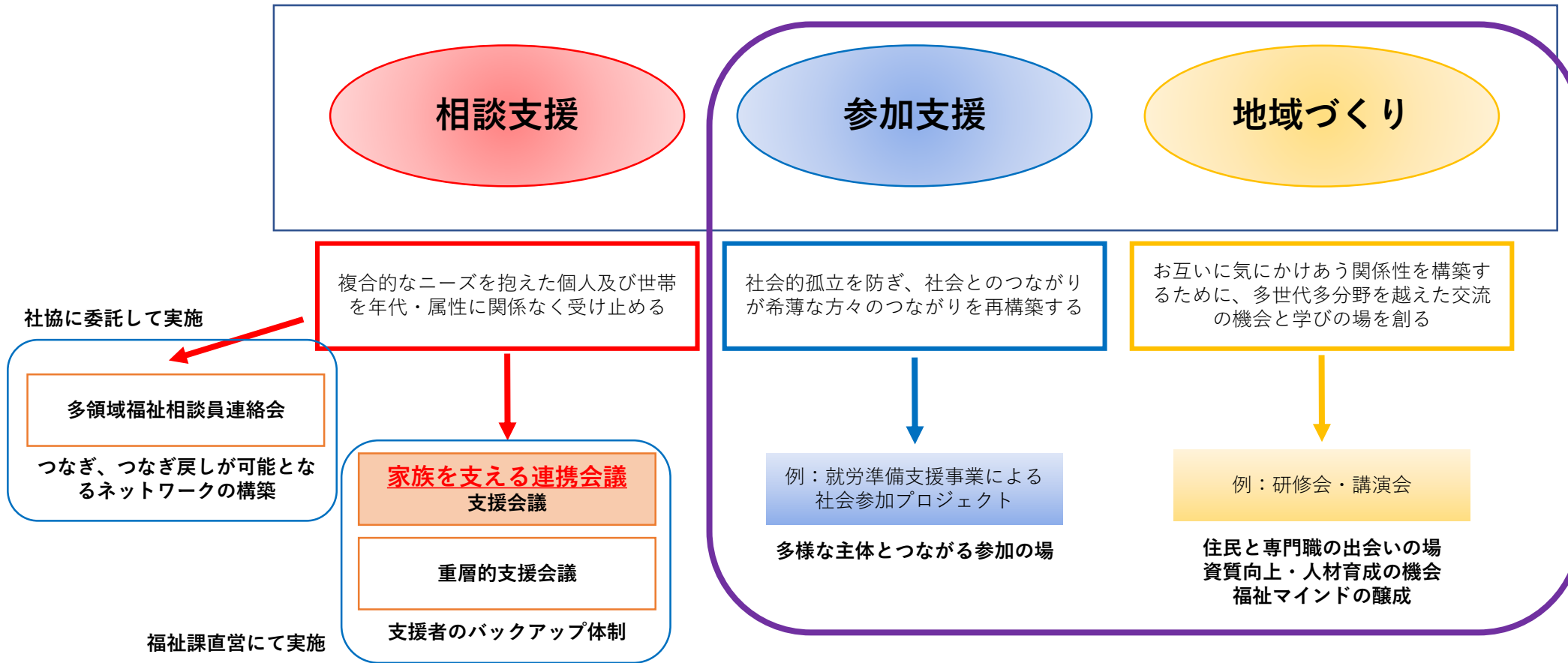
狭間のニーズを受け止める - 狭間のニーズへ対応するために**各分野の事業を重ね合わせてセーフティネット機能を広げていく**  
『**辛いところに手が届かない**』から『**辛いところに手が届く**』へ - 手が届かなくて搔けないところは**誰かに搔いてもらう**

# 個別支援と地域支援の一体的な展開

－ 個別相談 + 地域資源及び各事業の横断的な重なるの利活用－

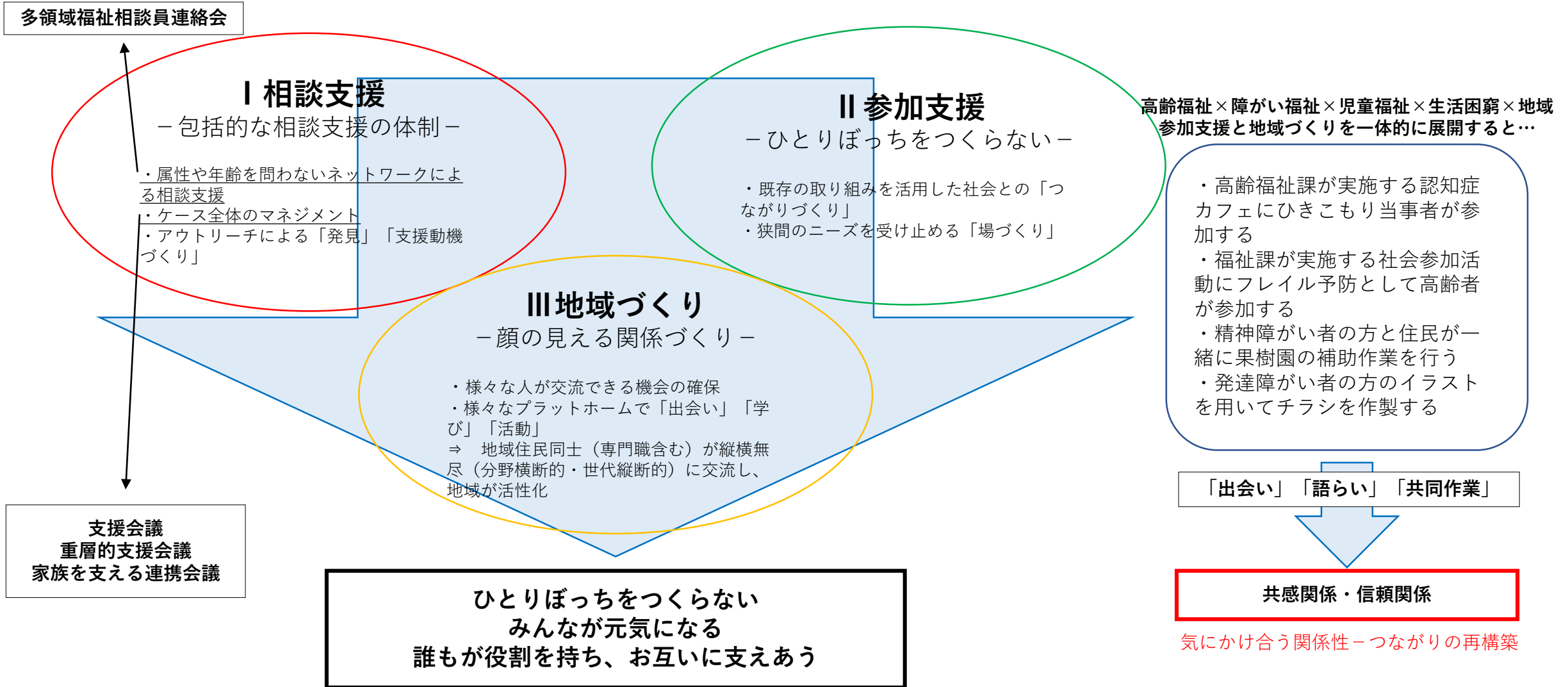
SDGs 推進のための民間企業との協働（多様な就労の場）  
里山整備事業との協働（多様な参加の場）  
青少年育成事業との協働（多様なつながりの場）  
農林水産事業との協働（多様な参加の場と学びの場）  
などの官民協働で実施している「まちづくり」の領域と福祉施策が「つながる」  
⇒ 包括的支援体制 自殺対策 教育 発達支援 など福祉政策の基盤整備につながる可能性

これらを一体的に実施することで、自治体の「包括的支援体制の構築」を目指す



美濃加茂市の取組み「ひとづくり＋まちづくり」

# 重層的支援体制整備事業の全体像





# 既存の仕組みや取り組みを重ね合わせてつないでいく…

- 長寿支援センターのネットワーク + 基幹相談支援センターのネットワーク + 子育て世代包括支援センターのネットワーク + 自立相談支援窓口のネットワーク + 相談支援包括化推進員のネットワーク + 行政
- ⇒ 単独で対応が難しい相談は「つなぐ」「つなぎ戻す」 - 一緒に考える
- ⇒ **連携**
  
- 高齢福祉の事業 + 障がい福祉の事業 + 子ども課の事業 + 生活困窮者支援の事業 + 地域 + 行政
- ⇒ 多世代多属性が交流できる「つながり」の場を創り出す - 特定の分野や属性に囚われない多世代交流が可能となる取り組み - 一緒に創り出す
- ⇒ **共創**
  
- 研修会 + 講演会 + 地域活動 + まちづくり活動 + 社会貢献活動 + 社会福祉法人公益的活動 + 気にかける気持ち
- ⇒ 地域の様々な主体の活動をつなぎ合わせて、「出会い」「学び」「気づき」「共感」を紡ぎ出す - 一緒に活動する
- ⇒ **協働**

# 美濃加茂市の包括的支援体制への取り組み経緯

年度	事業名称	担当職種	財源	具体的取組
2019年度 (令和元年度)	福祉総合相談推進コーディネーター設置事業 (委託事業 直営実施)	主任相談支援員兼務 (生活困窮)	美濃加茂市単独事業	属性や年齢にとられない相談受理 庁内の他課からの相談受理及び連携 多領域相談員連絡会の開催 研修会の実施
2020年度 (令和2年度)	多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (委託事業 直営実施：派遣)	相談支援包括化推進員	国庫補助事業	属性や年齢にとられない相談受理 庁内の他課からの相談受理及び連携 多領域福祉相談員連絡会の開催 研修会の実施
2021年度 (令和3年度)	重層的支援体制整備事業への移行準備事業 (委託事業 社協委託) <small>※委託契約名は「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」</small>	相談支援包括化推進員	国庫補助事業	属性や年齢にとられない相談受理 庁内の他課からの相談受理及び連携 多領域福祉相談員連絡会の開催 (支援関係機関連携) 庁内の他課連絡会 (庁内連携) 美濃加茂社協包括的支援体制連絡会 (地域連携) 研修会の実施
2022年度 (令和4年度)	重層的支援体制整備事業への移行準備事業 (委託事業 社協委託)	心と暮らしの相談窓口を担当 職員1名	国庫補助事業	複合的なケースを発見するネットワークの構築 処遇困難事例を支援会議や重層的支援会議へつなぐ機能及び連携体制の構築 多領域福祉相談員連絡会の開催 (支援関係機関連携) 研修会の実施
2024年度 (令和6年度)を予定	重層的支援体制整備事業		国庫補助事業	包括的相談支援事業 多機関協働事業 参加支援事業 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 地域づくり事業

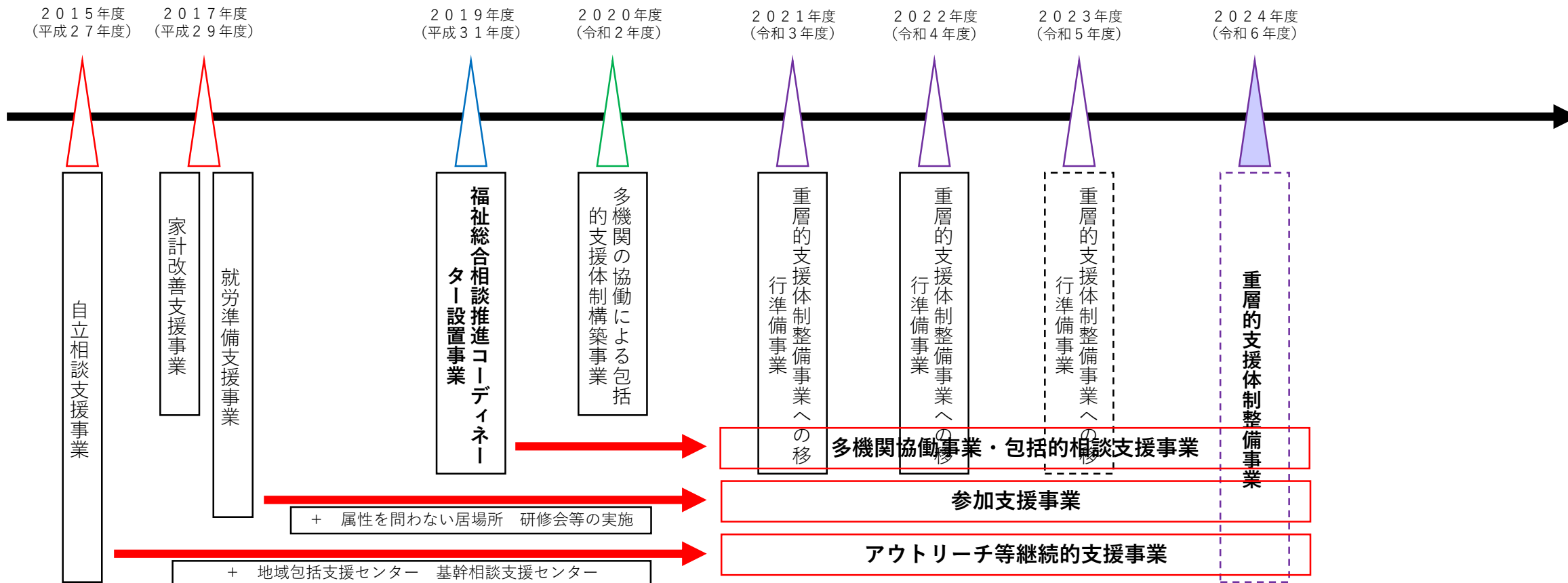
家族を支える連携会議



# 生活困窮者支援から重層的支援体制へ

生活困窮者自立支援法における各種事業を土台にして、重層的支援体制整備事業の各事業を整えていく

- ①生活困窮者自立支援事業への着手 ⇒ 「**多層的・重層的支援体制の萌芽期間**」として利活用
- ②生活困窮者自立支援事業＋多機関の協働による包括的支援体制構築事業（モデル事業） ⇒ 「**多層的・重層的体制の育成期間**」として利活用
- ③重層的支援体制整備事業への移行準備事業 ⇒ 「**多層的・重層的体制の構想期間**」として利活用



## 2 教育と福祉の連携に向けた実践報告

－ 家族を支える連携会議－

# 教育領域と福祉領域の共通の課題

- 学校で把握できる児童生徒及び保護者の姿は、断片的  
⇒ 世帯全体の状況や家族関係などを把握することが困難 – 家庭での様子が教育指導のヒントになる
- 気になる保護者（子ども）がいても、学校では家庭内の課題へのアプローチが非常に難しい  
⇒ 今のうちに支援を…と思っても学校では解決手段がない（忸怩たる思い） – 専門的知識や技術が必要
- 不登校、発達障がい、愛着障がい等の行動・状態の背景を把握することが困難  
⇒ 保護者や家族の課題が未解決のまま連鎖している場合でも、家族の課題への支援が困難
- 子どもを支えてるだけでは、不十分  
⇒ 家族を支える仕組みやチームが必要 – **教育と福祉の連携が必要不可欠**

# 支援会議と重層的支援会議

学校だけで抱え込まないで…  
福祉も先生たちを支えたい

- **－支援会議－** ⇒ **教育と福祉の連携を推し進めるための仕組みとして活用**
  - ⇒ **家族を支える連携会議**
- **個人情報共有の同意が「なく」ても**、ケースカンファレンス等を開催し、現状の共有、課題の抽出、支援方針の検討、役割分担を行うことができる
  - ⇒ 本人に困り感はないけれど、周囲の関係者は「気になる」「モヤモヤする」
  - ⇒ 「気になる」「このままでいいのかな」という段階から関わるることができる
- **－重層的支援会議－**
- 個人情報共有の同意が「ある」ケースであり、さらに、要支援対象者が複数存在する（世帯支援や家族支援が求められるケース）場合に、各支援関係機関と役割分担を行い、支援方針を協議することができる
  - ⇒ 一般的なケースカンファレンスのイメージ
  - ⇒ 本人に困り感があり、なんとかしたいと思っている 多機関で連携を図ることを承諾している

# 美濃加茂市の具体的な取り組み

重層的支援体制整備事業の各事業	取組内容	意義・目的など
包括的相談支援事業（を想定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>多領域福祉相談員連絡会（月1回）</u> - ①</li> <li>・ 社協つながる連絡会（月1回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援関係機関のネットワーク構築</li> <li>・ 総合相談体制を目指す（断らない・たらい回されない相談支援）</li> </ul>
多機関協働事業（を想定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>家族を支える連携会議（月1回）</u> - ②</li> </ul> ※支援会議 重層的支援会議として	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育と福祉の連携※生困9条の支援会議を援用</li> <li>・ 学校が気になる児童生徒保護者の支援について検討 世帯に関する情報収集・状況確認</li> </ul>
参加支援事業（を想定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>生活困窮の就労準備支援事業による社会参加PJT（月3-4回程度）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちづくり課、民間果樹園、福祉用具連絡業者、市民、社協本部とのコラボ</li> </ul>
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（を想定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひきこもり・不登校における家族支援等（定期面談・継続面談・定期訪問）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ つながりを維持する関係性（伴走型支援）の実践</li> </ul>
地域づくり事業（を想定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>多機関協働研修会（多機関協働・SV）</u></li> <li>・ <u>自殺対策共催講演会</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 啓発啓蒙を目的とした講演会</li> <li>・ 人材育成のための研修会</li> </ul>

# ①多領域福祉相談員連絡会

多領域福祉相談員連絡会 構成メンバー	
高齢福祉	地域包括支援センター
	生活支援コーディネーター
障がい福祉	基幹相談支援センター
	計画相談支援事業所
児童福祉	子育て世代包括支援センター
	家庭児童相談室
地域福祉	社会福祉協議会（地域福祉）
生活困窮	自立相談支援事業相談員
	就労準備支援事業担当者
	家計改善支援事業担当者
行政	高齢福祉係
	障がい福祉係
	市民福祉係
	健康課（母子保健－児童福祉）
	健康課（成人保健－自殺対策）

令和3年度 多領域福祉相談員連絡会 開催日程（予定）					
月	日	曜日	時間	場所および内容	備考
4月	22日	木	15:00~16:30	生涯学習センター301	終了
5月	20日	木	15:00~16:30	生涯学習センター301	終了
6月	17日	木	15:00~16:30	場所未定 岐阜県ひきこもり支援センターによる プチ勉強会と意見交換	ひきこもり支援の専門職との 情報共有 (心理・福祉・保健)
7月	16日	金	15:00~17:00	福祉会館ふれあいホール アドバイザー（白井氏） を交えたケースカンファレンス	特別連絡会
8月	19日	木	15:00~17:00	生涯学習センター アドバイザー（山科氏） を交えたケースカンファレンス	特別連絡会
9月	22日	水	13:30~16:00	福祉会館ふれあいホール 上原久先生研修会	研修会
10月	21日	木	15:00~16:30	メールにてご案内	自殺対策ゲートキーパー 養成フォローアップ (内容未定)
11月	19日	金	15:00~17:00	生涯学習センター201 アドバイザー（白井氏 山科氏） を交えたケースカンファレンス	特別連絡会（11月19日） SVの研修会開催（11月5日） ( <u>汲田千賀子先生</u> )
12月	16日	木	15:00~16:30	メールにてご案内	
1月	20日	木	10:00~11:30 ※開催時間注意	場所未定 岐阜県ひきこもり支援センターとの 事例検討会	ひきこもり支援の専門職との 緩い情報共有 (精神科医・心理・福祉・保健)
2月	17日	木	15:00~16:30	メールにてご案内	
3月	17日	木	15:00~16:30	メールにてご案内	生活困窮・自殺対策講演会（3月12日） ( <u>福井里江氏</u> )





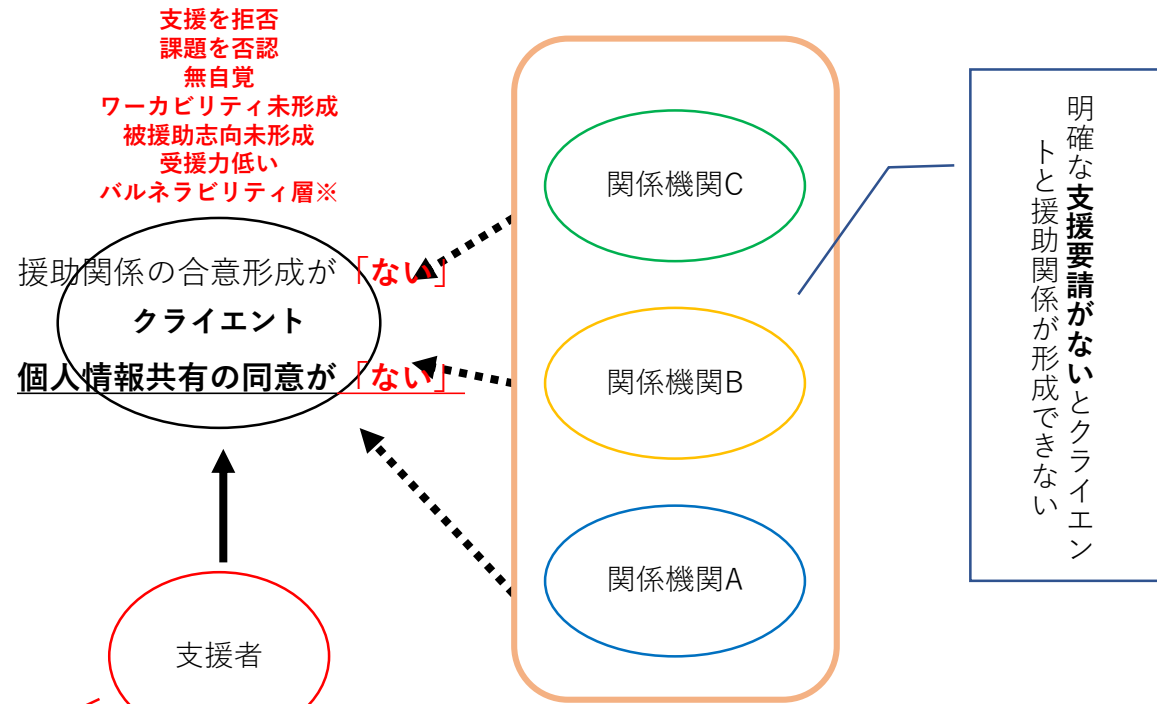
## ②家族を支える連携会議（支援会議自体に守秘義務をかける）

# 守秘義務



社会福祉法106条の6 もしくは 生活困窮者自立支援法第9条

# 支援会議の射程イメージ



気になるけど…相談するつもりなさそうだし…  
困り感なさそうだし…  
でも、このままだと望ましくない気がするのには確かだけど…

## 支援者モヤモヤ

・クライアントに関わる機関（人）や知っている人（住民）は、「ちょっと気になる」「このままではいけない気がする」「ちょっとしたお節介を発揮したい」などの「モヤモヤ」を抱えているが、当の本人（クライアント）は、「困っていない」「自分にニーズがある」ということに気づいておらず、支援ルートに乗りきらない

- ⇒ どうしたら、クライアントのワーカビリティを形成できるのか
- ⇒ どうしたら、クライアントの被援助志向を形成できるのか
- ⇒ どのように関わるとよいのか
- ⇒ 今、どのような状態（状況）なのか
- ⇒ 「どの」支援関係機関が「何を」するのかという役割分担

を協議していくことで、「予防的支援」「プッシュ型支援」「アウトリーチ型支援」が展開しやすくなる

## リエゾン・コンサルテーション

# 家族を支える連携会議の射程イメージ

本人は気にしていない  
保護者は問題とっていない  
自分が支援対象者だとは思っていない

児童生徒・保護者  
(クライアント)

個人情報共有の同意不要

・髪の毛も整ってないし、体臭もあるから  
ずいぶんお風呂入ってなさそうだけど…  
・母親がうつ病って聞いたけど、あの子大  
丈夫かしら…  
・家庭訪問した時、家の中がぐちゃぐちゃ  
だったけど、このままでいいのかな…  
・ネグレクトのような気もするし…  
・発達障害がありそうだけど…  
・登校渋りや保健室登校があるから、今、  
何とかした方がいいと思うんだけど…

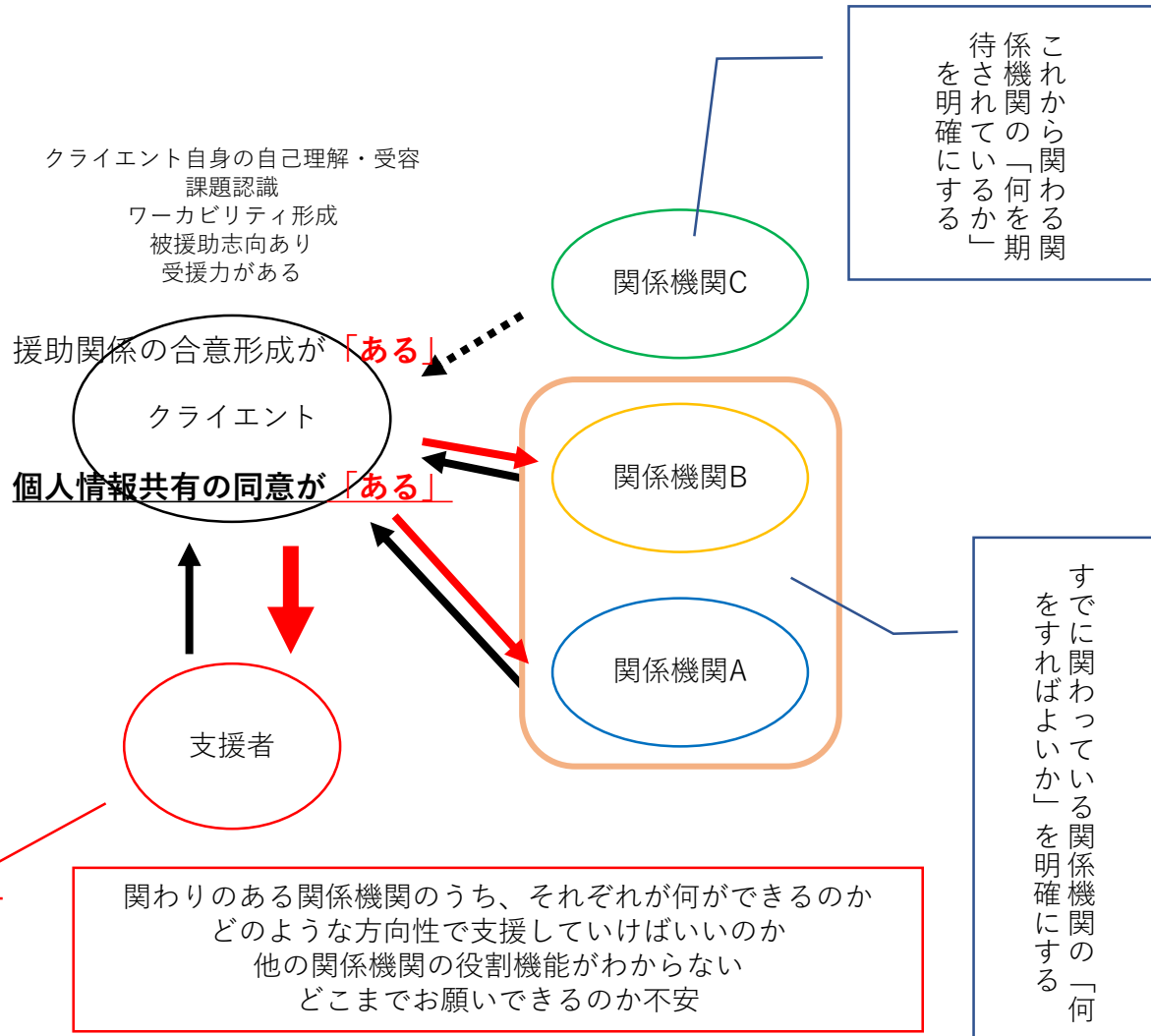
学校・教師  
支援関係機関

個人情報共有の同意がなくても協議が可能  
(支援会議 社会福祉法106条の6)

・気になるけど、クライアントの支援の要請動機がない  
・どのようにクライアントの支援の要請動機をつくれればよいかを考え  
たい  
・多くの支援関係機関が関わっているみたいだが、それぞれがどんな  
支援をしているかわからない  
・それぞれの支援関係機関の見立てや情報を共有したい  
・今後の支援方針の協議がしたい  
・今後の支援体制の確認がしたい

モヤモヤ感 無力感 不全感

# 重層的支援会議の射程イメージ



関係機関の相互理解・役割分担

- ・クライアントに関わる機関（人）や知っている人（住民）の「役割機能の理解」「得意不得意の理解」「方向性の確認」など役割分担を支援方針を明らかにする
    - ⇒ 複合的なニーズや複雑化したニーズの解きほぐし
    - ⇒ 必要な支援関係機関の選定
    - ⇒ 全体の方向性の確認
- を協議していくことで、円滑な連携・協働を促進する

**分野横断的な多機関の協働による支援**

支援方針についてのモヤモヤ

関わりのある関係機関のうち、それぞれが何ができるのか  
どのような方向性で支援していけばいいのか  
他の関係機関の役割機能がわからない  
どこまでお願いできるのか不安

# 重層的支援会議の射程イメージ

先生は、私たちの味方  
遠慮なく、関係者と情報共有してもらってもいい  
自分も困っているから助けて欲しい

児童生徒・保護者  
(クライアント)

個人情報共有の同意済み  
(援助関係が成立している)

- ・放課後等DSを利用しているらしいから事業所の人と、児童生徒の頑張っているところを伝えたい
- ・福祉課の支援を受けているから、最近の課題を伝えたい
- ・お母さんが「〇〇に困っている」と話していたから、どうしたらいいかを関係者と一緒に考えたい

複数の支援関係機関の関与

学校・教師  
支援関係機関

単独の支援関係機関では対応が困難  
各分野に跨る地域課題を共有したい  
役割分担を明らかにしたい

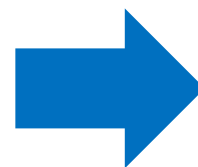
課題の解きほぐし  
支援関係機関の役割分担  
支援方針の協議と合意 (プラン化)

多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)

## 家族を支える連携会議とは（もう一度確認…）

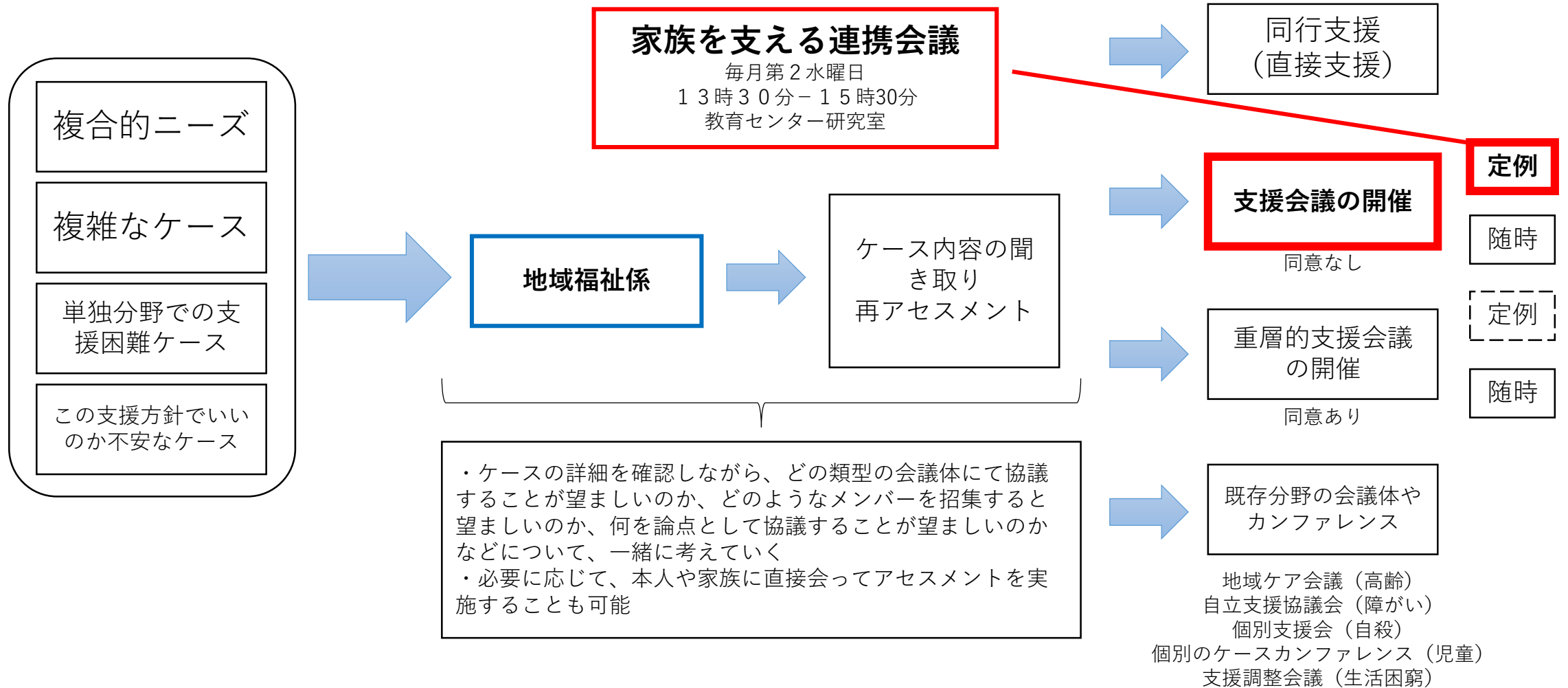
- クライアント自身の個人情報取り扱いに関する同意がなくても、クライアントの個人情報を、各支援関係機関と共有することができる
- そのことによって、支援の援助要請のないクライアント、被援助志向が形成されていないクライアント、受援力の低いクライアント、ワーカビリティの低いクライアントなど、支援を届けたいが届けられていないクライアントへの対応を協議することができる

気になる事案  
情報共有を図りたい事案  
全体像（状況）把握したい事案  
見守りの必要性の理解を図りたい事案  
支援方針の共有と理解を図りたい事案  
緊急性・窮迫性のある事案への対応



顕在化する前の段階から、支援関係機関同士でクライアントの情報を共有し、今後の関わり方、当面の支援方針、支援ルートに乗せる方法、現状把握等を行っていくことが可能となる

# 支援会議 及び 重層的支援会議 開催の流れ





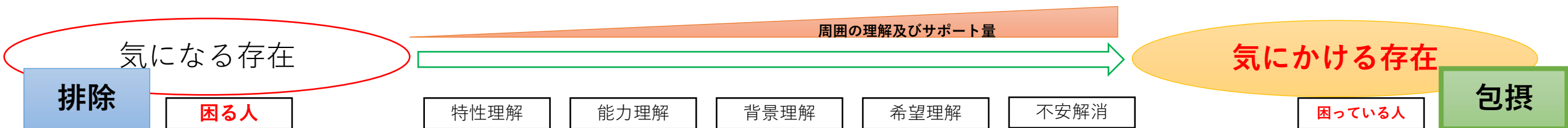
# 家族を支える連携会議の様子



その他にも…



各研修会等で家族を支える連携会議を周知



# 家族を支える連携会議 事例その1

- ○○小学校に通うAさん（小5）が不登校傾向
- Aさんの弟B（小3）も、同じ○○小学校に在籍しているが、軽度の知的障害があり、特別支援教育（通級）を受けている
- Bさんは通級以外にも放課後等DSなどの福祉サービスを利用している
- Bさんには、■■中学校に通う姉Cもいる
- ある日、Bさんが、担任に「最近、お母さんが怖い。お兄ちゃんも怖い。お姉ちゃんも、学校に行けなくなっている。部屋の中もぐちゃぐちゃ。先生…誰にも言わないでね。」と相談
- Bさんには、■■中学校に通う姉Cがいるが、中学生のため、Bさんの担任は、Cさんのことが気にはなっても、何もすることができない
- Bさんから相談を受けた先生は、『Aさんの様子も気になる』し『Bさんの不安感も緩和してあげたい』し『Cさんの様子も気になる』し『保護者（母）の状態も気になる』が、どこまで関わればいいのか、どのように関わっていけばいいのか悩んでしまった
- 先生が教頭に相談したところ、『家族を支える連携会議』にケースをかけてみれば？と提案があり、次回の『家族を支える連携会議』で協議をすることとなった

- ○○小学校の先生から相談を受けた福祉課は、まず、Bさんの福祉サービス利用状況を確認
- 障がい福祉担当者から、Bさんの様子、世帯状況、家族の関係性などわかる範囲で情報収集
- 次回の家族を支える連携会議にて、「Bさん及びBさん世帯についての情報（状況）共有と今後の関わり」について協議することとした
- 家族を支える連携会議当日には、Bさん及びB世帯に関わっている支援関係機関（関係者）から、Bさんの状況、Bさん世帯の状況、など報告を受け、Bさんのみではなく、Aさんの様子、Cさんの様子、保護者（母親）の様子などBさん世帯に関する情報を共有した
- その中で判明したのは、
- ①Aさん、Bさん、Cさんの保護者（母親）は産後うつを患い、十分に子どもたちに関わることが出来なかったこと
- ②母子関係での愛着形成が未熟で、子どもたちは、自己肯定感が著しく低下しており、環境適応に苦手さがあること
- ③Bさんは福祉サービス事業所の職員に甘えっぱなしであること
- ④Cさんは、中学校に進学した以降、成績不振で、クラスでも浮いている様子であること
- ⑤保護者（母親）は、過去に精神科受診歴があるものの、現在、手帳や自立支援医療は所持していない
- ⑥Aさん、Bさん、Cさんの父親は、怒りっぽい性格で、子どもたちをよく怒鳴りつけていたこと 子育てに対して非協力的
- ⑦近く○○小学校で個人懇談会が開催される
- などの状況を把握することができた

- 以上の情報から、【1】〇〇小学校の個人懇談会を切り口にして、先生から、Aさんのこと、Bさんのこと、Cさんのこと、保護者（母親）自身のことについて状況を探ってもらうこととする
- その中で、【2】保護者（母親）の困り感を聴きだしてもらい、福祉課（支援）につながるように背中を押してもらう
- 上記の【1】【2】をTo Doリストにまとめて、具体的な対応を確認
  
- また、保護者（母親）が産後うつを患った過去歴から、保護者（母親）自身に得意不得意など発達特性の疑いもあるため、懇談会では、「開始時間と終了時間を示す」「情報提供は情報の可視化を行い」「メモ等を渡す」など、保護者（母親）が安心して話すことができる環境整備や保護者（母親）が学校から大事にされている感覚を実感することができるためのコツを福祉専門職から伝達
- 加えて、保護者（母親）の自己肯定感の低さが推察されるため、学校行事等で、可能であれば、保護者（母親）の子育てに対する肯定的・支持的フィードバックや可能であれば役割や出番を創り出してもらう働きかけも有効であることを確認
- さらに、Aさん、Bさん、Cさん全員、自己肯定感が低いと思われるため、学校の中で、それぞれを「認める機会」を意図的に創出してもらうことも確認
- Cさん支援にむけて、父親の理解や協力も必要であるため、■■中学校とも情報共有を図り、個人懇談や進路相談などの場面で、Cさんの特性理解を図る（スクールカウンセラーの利用など）

### 3 教育領域と福祉領域の協働の中で大切にしていること

# これまでの連携の課題と支援会議

気になる人や世帯（ケース）があっても…それぞれの身分を規定する法律で守秘義務が課せられているため、情報の共有・早期発見・早期介入が困難な状況であった

支援者・関係者・民生委員などのモヤモヤ・ジレンマ・倫理的葛藤の原因

支援会議のそのもの（参加している者）に守秘義務をかける（社会福祉法第106条の6第5項）

本人の同意が取れない事案（支援者や関係者が気になるケース）であっても、複雑化・複合化・生きづらさを抱える人・世帯の課題解消に向けた情報交換・状況共有・支援方針の検討が可能となる

それぞれの法律等に課せられた守秘義務違反に抵触しない  
個人情報保護法における「法令に基づく場合」例外規定に該当するため個人情報漏洩にはならない

本人及び世帯の「より良く生きる（well-being）」のため各支援関係機関の連携・協働・共創が可能となる

# 個人情報保護と支援会議

支援会議の中で取り扱われる情報は、非常に機密性の高い情報が多く含まれているため、支援会議の中で知り得た秘密が外部に漏れることは、本人に対する重大な不利益となる

－絶対にあってはならないこと－



社会福祉法第106条の6第5項

・支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない

社会福祉法第130条の6第2号

・守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される

罰則を伴う秘密保持義務（守秘義務）規定されている



**支援会議の中で、共有された事実や報告された内容が、事案の当事者に知られることによって、本人・世帯と支援関係機関等との信頼関係に悪影響を及ぼすもしくは援助関係が破綻するリスクがあることを忘れないこと**

守秘義務の徹底が重要

# 支援会議を用いた関わりにおける大切な心得

## 美濃加茂市の支援会議 みんなの心得

その1	本人に必要な支援が「届いていない」「つながっていない」背景には、「他者不信」「支援関係機関への不信」「問題意識を有していない（ワーカビリティの未形成）」などの要因が潜んでいることを踏まえること ⇒ <u>どのように信頼関係を構築していくか</u> という視点が求められる
その2	本人の同意がない中で、「家庭」や「居場所」といった個人のプライベートな領域に <u>強引に介入することを控える配慮</u> を持つ
その3	本人と支援関係機関等の信頼関係が構築されていない段階で、 <u>むやみに関わる（干渉・勧奨）ことが、かえって本人を心理的に追い込んでしまう結果となる可能性</u> を考慮する
その4	個人情報支援会議で <u>共有されていることを本人に伝えない</u> ように留意する
その5	当事者本人の「 <u>支援を受けることへの負担感</u> 」「 <u>支援を受けることへの抵抗感</u> 」「 <u>支援が必要な対象者と見なされることへの心理的負担感</u> 」へ <u>配慮</u> したアプローチを展開する
その6	早急な課題解決よりも、当事者本人へのエンパワメントアプローチに依拠した <u>丁寧かつ時間をかけた支援のプロセスを大切に</u> する



# 学校の「気づき」を受け止める – 教育と福祉の連携 –

「気になる」を「気にかける」に変化させていく

学校の「気づき」や心配ごと

家族を支える連携会議

相談支援

児童福祉領域の支援  
関係機関と連携協働

例：カナリヤの家 子包括 など

相談支援

親の抱えるニーズの  
解消に向けた支援関  
係機関との連携協働

例：障がい福祉 生活困窮 など

発達特性

学びづらさ

軽度知的

不登校

育ちづらさ

学校生活の中で顕在化してきたニーズや新たなニーズ

親の課題  
家族の課題  
家庭の問題

学校では対応限界・介入困難な世帯ニーズ

親の課題  
家族の課題  
家庭の問題

子ども（児童・生徒）

発達特性

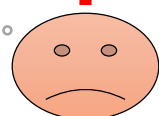
学びづらさ

軽度知的

不登校

育ちづらさ

子どもに関するニーズへ  
は対応できてても…

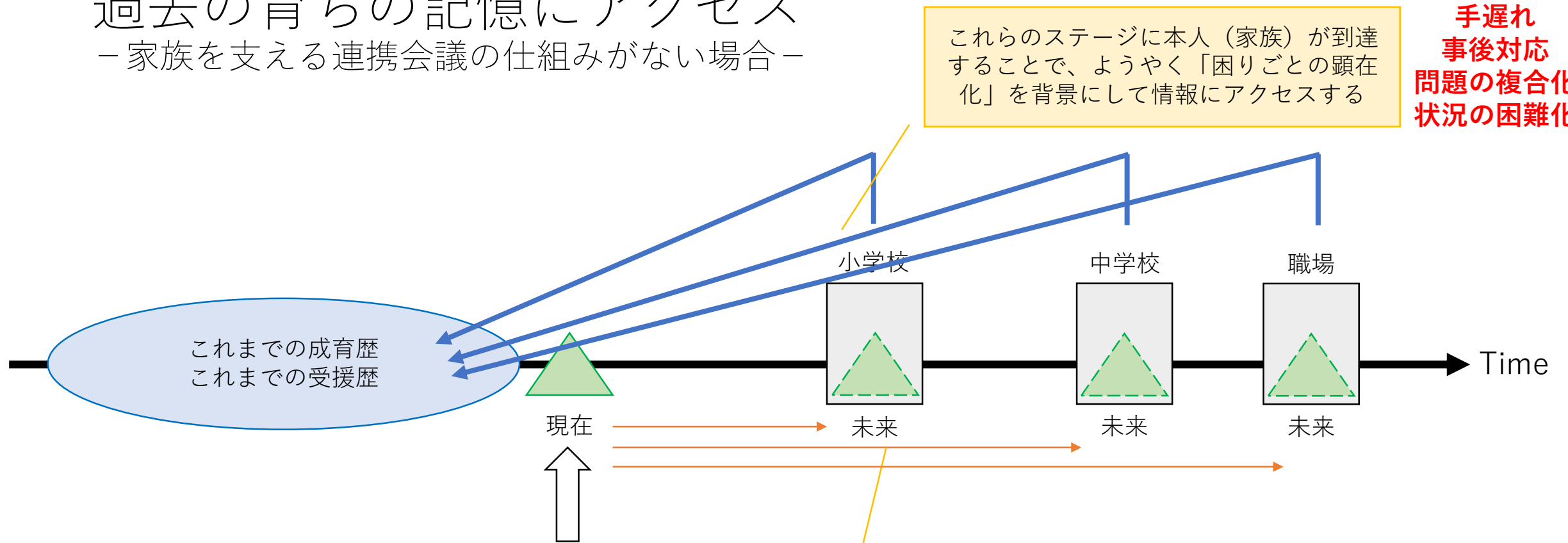


学校・教員

教育と福祉の連携強化による多機関の協働による世帯支援へ

# 過去の育ちの記憶にアクセス

— 家族を支える連携会議の仕組みがない場合 —



支援者及び関係者にとっては「気になる子ども」「気になる保護者」「気になる家族」であったとしても、本人（家族）に「困り感」「問題意識」がなく、受援動機（助けてほしい どうかしてほしい）がないと支援関係機関につながらない（つながりにくい）

時間が経過して、ライフステージが変わった中で「困りごと」に遭遇する、もしくは、「困る」など課題が顕在化（複雑化）することによって、支援への受援動機が高まると、ようやく支援関係機関につながる  
⇒ そこから過去の情報にアクセスすることになる

もっと早い段階から、配慮し続けてきたら違ったかもしれない…という思い

# 育ちの記憶を未来につなぐ

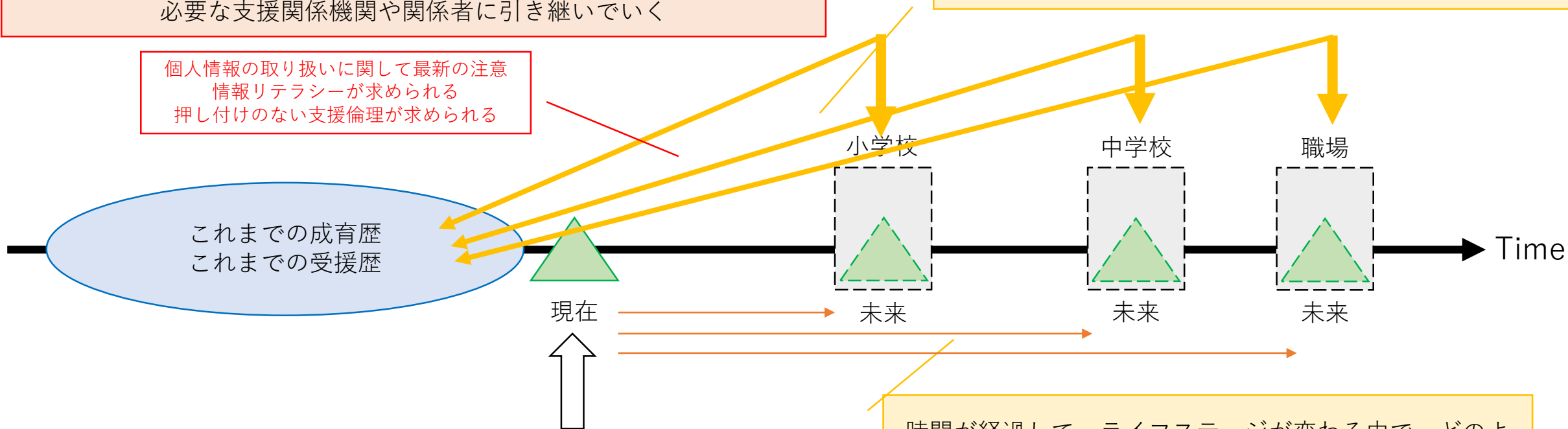
予防的支援・未来への支援  
(早期発見・早期介入)

— 家族を支える連携会議の仕組みがある場合 —

家族を支える連携会議を開催し、育ちの記憶を切れ目なくつなぎ、適宜、必要な支援関係機関や関係者に引き継いでいく

個人情報の取り扱いに関して最新の注意  
情報リテラシーが求められる  
押し付けのない支援倫理が求められる

まだ、このステージに本人（家族）が到達していない段階から、育ちの記憶にアクセスすることで、「困りごと」に遭遇するリスク低減や「困りごと」の縮小化を目指す



支援者及び関係者にとっては「気になる子ども」「気になる保護者」「気になる家族」、本人（家族）に「困り感」「問題意識」がなく、受援動機（助けてほしい どうにかしてほしい）がない…  
けど、将来的に「困りごと」に遭遇しやすい可能性が高いため、配慮付き関与が望ましい

時間が経過して、ライフステージが変わる中で、どのような「困りごと」に遭遇する可能性があるかを想定しつつ、将来、関与することが明らかである支援関係機関に対して、適切かつ的確な情報を提供し、切れ目のない見守り（伴走型支援）を展開していく

⇒ 周囲が配慮しながら関わることにより、子ども・家族の失敗体験、傷つき体験が少なくなり、自己肯定感の低下予防・主体性の維持につながっていく

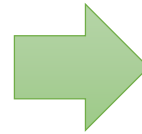
# 重層的・多層的支援に向けた切れ目のない配慮

過去の育ちの記憶にアクセス  
- 家族を支える連携会議の仕組みがない場合 -

家族を支える連携会議（支援会議）で個人情報の課題を克服し、切れ目のない情報共有を図る

育ちの記憶を未来につなぐ  
- 家族を支える連携会議の仕組みがある場合 -

・本人、家族及び支援者が「困った」となってから動き出す  
・本人、家族への「望ましい配慮」「期待される配慮」が不十分であったことから『困りごと』が発生する  
・「本人が困っていないから」「本人が支援を望まないから」という理由から『見守りという名の放置』により『困りごと』が先送りになる



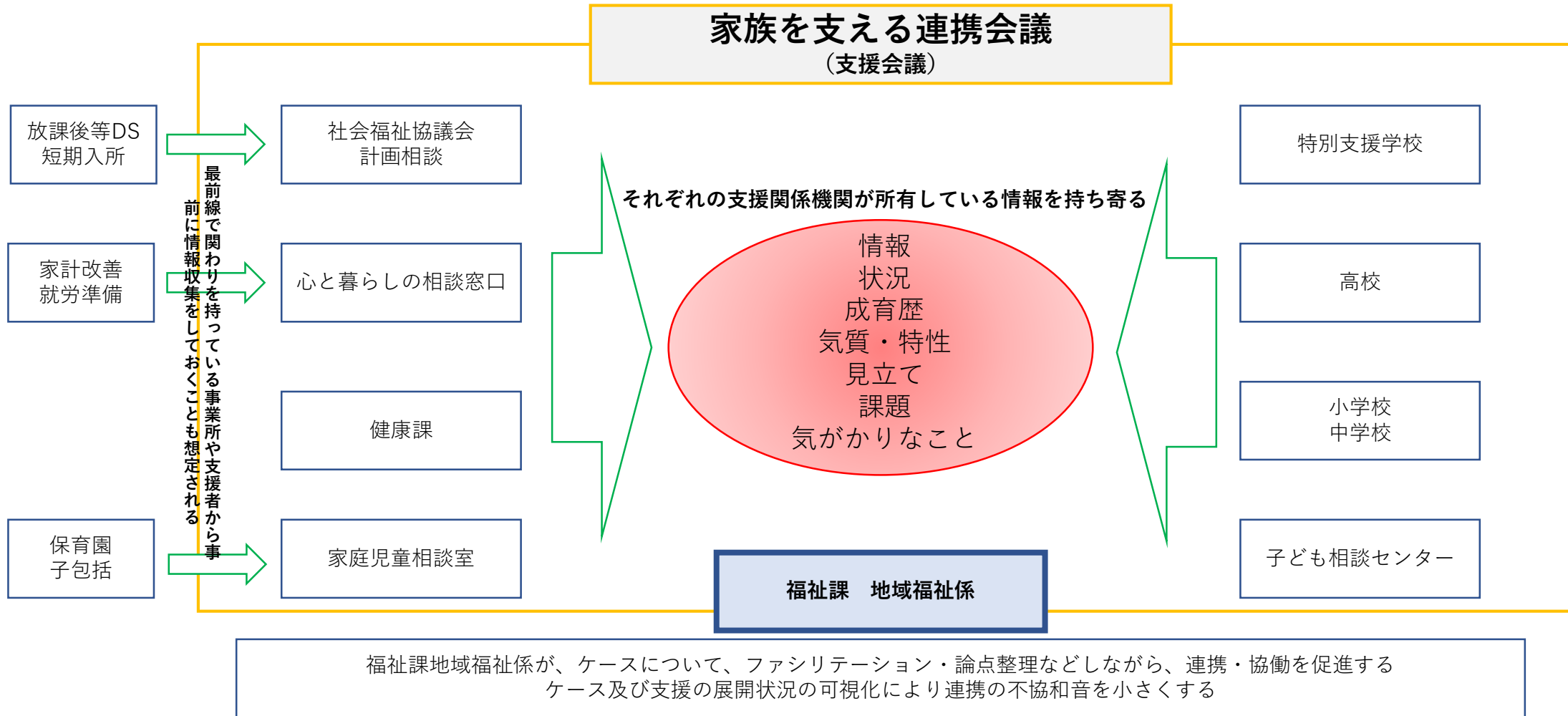
・将来的に「困りごと」を抱えやすい可能性を踏まえて、未来のライフステージに関わる支援関係機関と情報を共有する  
・本人、家族への「望ましい配慮」「期待される配慮」を踏まえながら、関わり続けることができる（準備と心構え）  
・支援に結び付かなくても『支援につながると望ましい状況』という認識のもと寛容的・受容的・共感的な見守りが可能となる

・「困りごと」の芽に気づき、その芽が大きくならないような関わりを『もっと早くから行っていけばよかったのに』という反省・後悔が生まれる

・本人及び家族の言動に対しての理解が深まると共に、「困りごと」の芽を育まないためには、どのような配慮が必要かを考えながら寄り添うことができる  
・本人及び家族に対して『届ける言葉』『届ける表情や態度』が異なってくる  
・寛容的・受容的・共感的態度は、本人及び家族の安心感を喚起し、「信頼関係の構築」につながる

# 情報・状況集約の場

— 家族を支える連携会議・支援会議 —



継続的に家族を支える連携会議（支援会議）を開催しながら、状況を俯瞰的かつ客観的に把握しながら、ケース全体をマネジメント

# 家族を支える連携会議（支援会議）

－ 組織の間仕切りに穴をあける

これまで知らなかったことを知ると「見方」「感じ方」が変わる（多面的な情報によって）

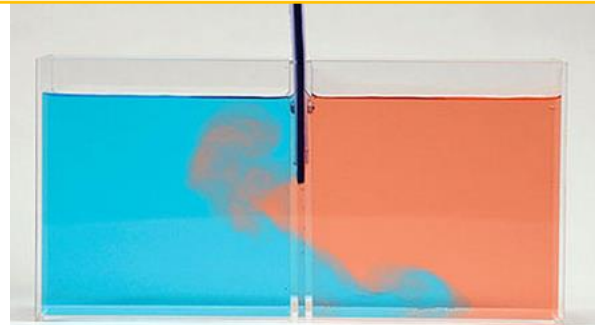
例：キムタクは格好つけすぎで鼻にかかる - けど、本当は、周囲に批判やコメントに心を痛めて弱音を吐いていると聞く ⇒ キムタクへの印象が変わる

孤立感・孤独感・不安感を形成しやすい  
分断・排除・批判・対立・差別・偏見が生まれやすい



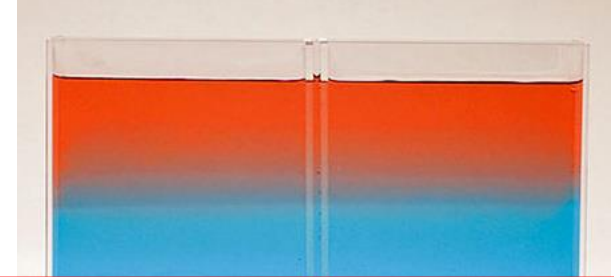
・ 私たちは、私達の仕事だけすればいい  
・ 私たちの困りごとは自分たちでなんとかしないといかん  
・ 誰かに頼ったら迷惑になるかも…

安心感・帰属意識・連携・協働気運が形成されやすい  
仲間意識・信頼関係・共感関係が生まれやすい  
**連携・協働の芽**



・ こんなことしてもらえるんだ  
・ こんな解決方法や考え方があるんだ  
・ こんなふうに頼っていいんだ…

孤立・孤独の解消 - 心理的負担感の軽減  
**心理的安全**の確保 意欲・モチベーションの向上



・ 同じ目的を持った仲間なんだ  
・ 一緒に活動してみよう  
・ ひとりじゃないんだ

支援会議というプラットフォームがお互いの「壁」を取り払うきっかけになる

# 伴走型支援 — 人とつながる ≒ 情報とつながる

- 伴走 — 特定の支援関係機関が、ずっと「本人」に関わる必要がある というイメージが強い
- ⇒ 支援者にとっての負担感につながる（実際には不可能であることもある）
- ⇒ 人という「物理的対象」に繋がるのではなく、『情報』という「実態のない対象」と繋がることが重要
- — 処遇困難ケースのクライアントほどの外れな支援関係機関につながるもの（支援者の狙いが届かない）
- ⇒ 情報を共有している 状況を把握している という状態ことが「伴走」である

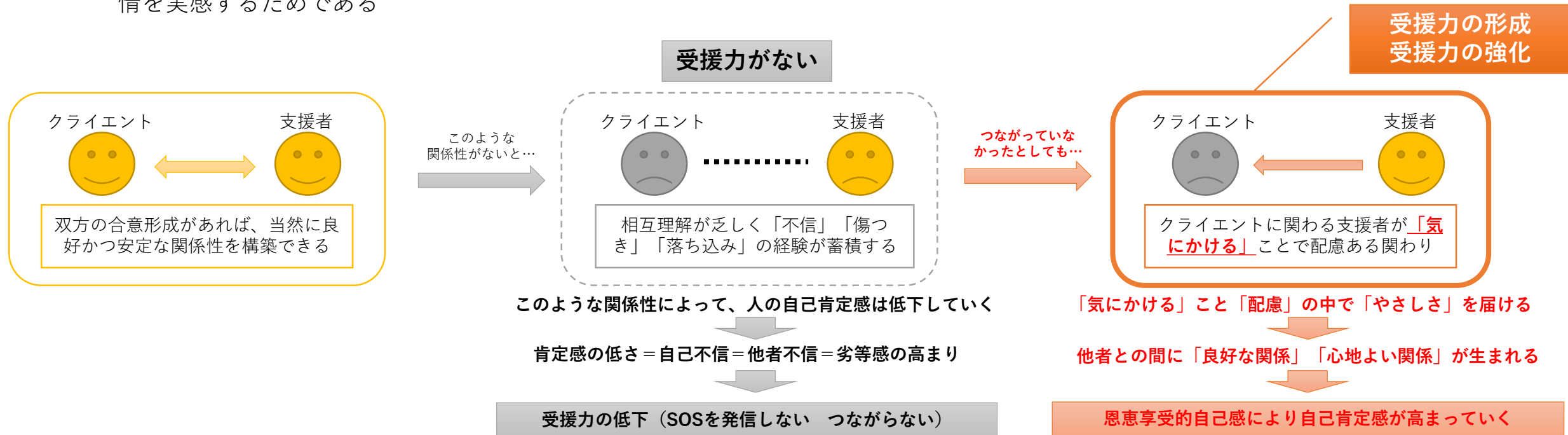
本人の情報を「一緒に持つこと」「ともに分かち合うこと」  
『本人の情報』とつながる = 『本人』とつながる

支援会議で実現

伴走型支援 — つながり続けることを目的とした支援

# 気になる人を「気にかける」 - 恩恵享受的自己感の形成 -

- 恩恵享受的自己感
  - 他者との関係において、安全感・安心感があり、良好かつ安定的な関係性が形成されることで、本人の自己肯定感が向上していくもの
  - ⇒ つまり、「成功体験（できた）」という経験が乏しくても、**他者との関係が良好で、複数の信頼関係を構築していることを実感することが、本人の自尊感情を高めていくことにつながる**
  - なぜなら、本人が、周囲の環境との関係性を肯定的に評価していることで、そこに付随的に経験される自己への肯定的感情を実感するためである



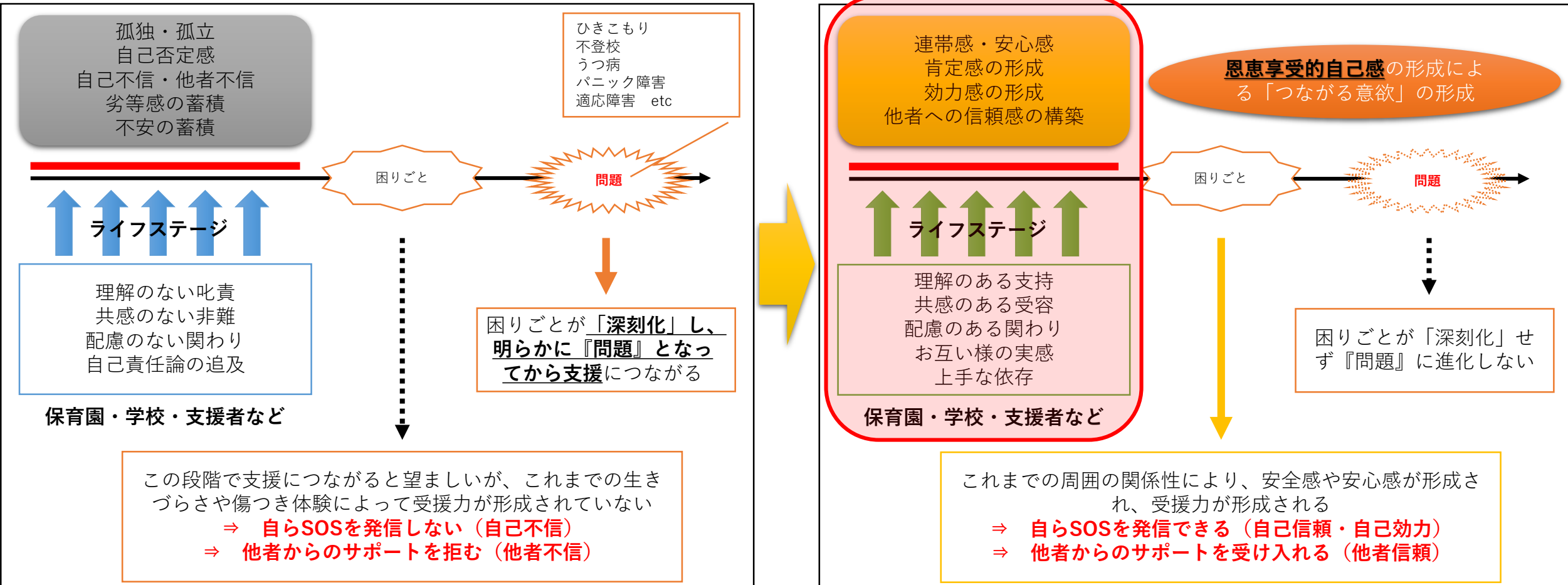


# 「いま」の連続体が「みらい」

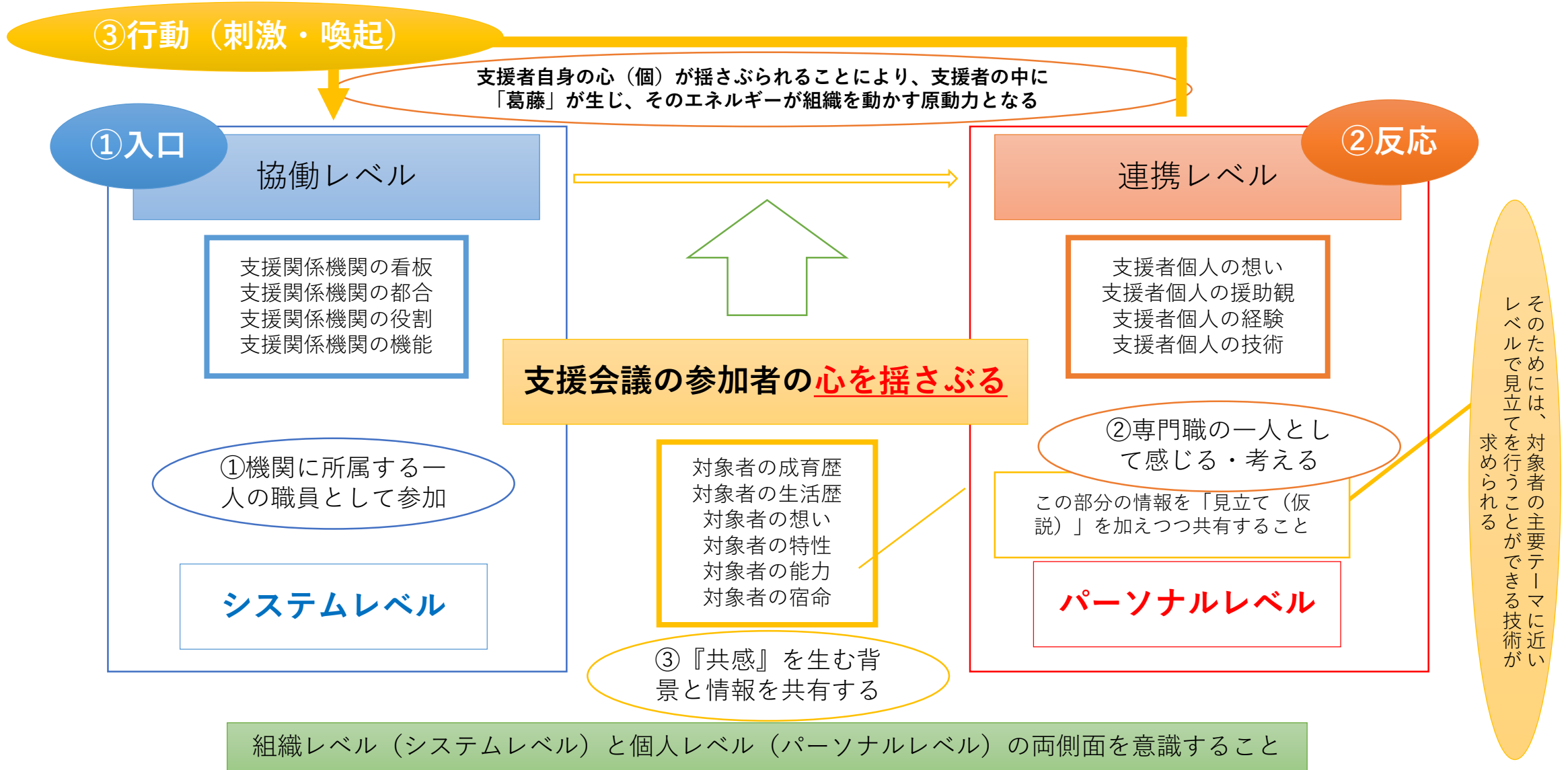
— 未来の困りごとへ支援 —

**教育と福祉の連携の意義はここにある！！**

恩恵享受的自己感の形成には、他者（周囲）の理解と協力が不可欠



# 協働は、連携の「入口」である 一つの連携を組織の協働へ



# 経験・体験の保障は、自立（自律）支援

- 伴走型支援 = **意思決定**支援
  - - 意思の形成に必要な要素
  - ⇒ ①体験と経験（成功体験・失敗体験）
  - ⇒ ②価値観の形成プロセス
  - ⇒ ③コーピングスキル（課題への対処方法）

体験・経験を通じて、自分を振り返り、自分を知り、自分の価値観を形成し、自分の物語を描いていく

支援者は、本人が人生という物語の主役になるように「**専門的**」に関わる

- 成長・発達 = **成功 + 失敗**
- 伴走型支援は、「本人のあるがままを受け入れる支援」「つながり続ける支援」
- - **失敗も「含んだ」支援**
- - 『できた（成功体験）』ばかりの支援ではなく、『できなかった（失敗体験）』という経験も重要な支援に含まれる
- ⇒ 伴走型支援においては、『できなかった（失敗体験）』ときに『**見捨てられていない**』という**実感**が支援の要諦
- ⇒ 『見捨てられていない』という感覚が「**安心感・安全感・信頼感**」を形成し、高めていく
- ⇒ そして「主体性」が芽生える - 形成される - 向上する

意思決定支援は、本人の選択と決定に責任を委ねる「自己責任論」ではない - 本人が「意思を形成するプロセス」に専門的な「知識・技術・価値」を持って関わり続けること

『本人の決めたことだから』『本人が決めることだから』という意思決定支援を隠れ蓑にして、専門的関与を放棄してはならない - 放棄してしまいがちな認知バイアスに留意

# 課題解決型支援と伴走型支援

支援のポイント	課題解決型支援	伴走型支援
目的	課題を解決すること	つながり続けること (いい時も <b>悪い時も</b> )
依拠する関係性	援助関係 (合意形成)	信頼関係・信用関係 <b>安心感・安全感</b> <b>気にかける関係性</b>
コミットする対象	クライアント	情報 支援関係機関 (クライアント)
利用する社会資源	ニーズに対応した社会的サービス <b>専門性</b>	気にかけること 配慮ある関わり・見守りの関わり <b>関係性</b>
重視する体験・経験	成功体験	失敗体験 (成功体験) 共感された経験 協働・協力できた経験 <b>ひとりじゃないという感覚</b>

主体性や自律性は、うまくいかなかったときも、他者から「見捨てられなかった」という経験が基盤にあり、自ら選択した事柄を支持されたという実感の中で育まれていく



『**気にかける関係性**』は、人の成長発達を促す追い風になる可能性を秘めている



**自立 (自律) 支援**

# 家族を支える連携会議の効果

- 「気になる」児童生徒・保護者の情報を共有することで「気にかける」**存在へ**
- ⇒ 児童生徒・保護者から「つながらなくても」、周囲がサポーターティブに関わることができる
- 学校では限界のある家族支援・世帯支援に対して、各支援関係機関で役割分担をし、**重層的かつ包括的支援へ**
- ⇒ 役割分担によるチームによる支援を展開することができる
- 学校の把握している情報と福祉・保健関係者の把握している**情報を統合することで総合的な理解へ**
- ⇒ 対象者理解が深まる ケースへの見立てが深まる 支援のヒントが見つかる 支援展開を共有できる
- 対象の児童生徒・保護者の抱える**主要テーマ（根本的かつ本質的なニーズ）の解消に向けた具体的な支援へ**
- ⇒ 支援の目的が明らかになることで、具体的な支援のミッション（支援方針）が見えてくる
- 困りごとが複雑化・重篤化する以前に支援を届ける - **未来より先に動く** **未来への支援の種蒔き**
- ⇒ 困りごとが「問題化」する確率を低くすることができ、予防的支援を実施することができる

相  
心  
い  
も  
な  
ぐ  
重  
ね  
る  
結  
ぶ  
赤  
印

— ご清聴ありがとうございました —